

法務局の地図作成事業（登記所備付地図作成事業）における筆界保全標の設置

法務省民事局
令和4年8月

～令和5年度から設置を開始します～

現行の取扱い

- 法務局の地図作成事業では、これまで、当事者の費用負担等により任意に、作業の成果である筆界（公法上の境界）点に目印となる金属プレート等を設置していた。
- 境界標が設置されていないと、現地で筆界の位置が直ちに分からず、工作物の越境等のトラブル発生のおそれあり。

新たな方針

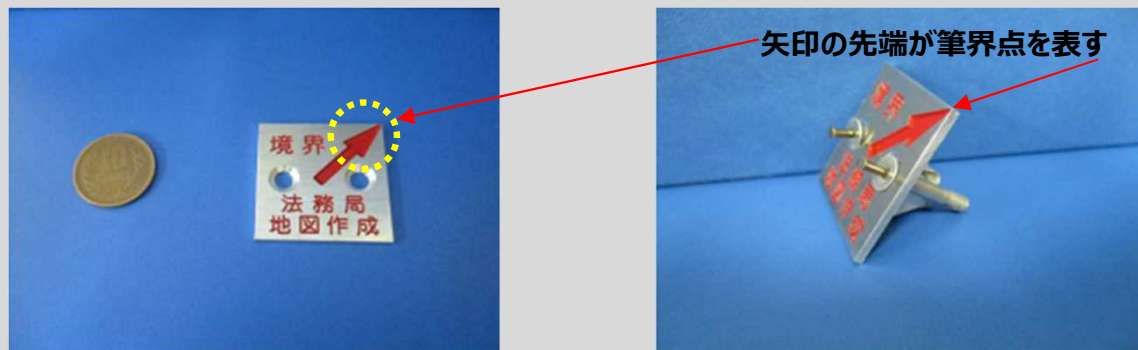
- 法務局の地図作成事業では、**国の予算措置により一律に**、確認した筆界点に、金属プレート等を設置することを決定
- 法務局の地図作成事業による成果であることを明確にする観点から、『**筆界保全標（※）**』という新たな名称を付し、**令和5年度の地図作成事業から、その設置を開始予定**

※ 「筆界保全標」とは、法務局の地図作成事業において、対象となる土地の筆界の確認を行った際に、その確認の成果を保全するとともに、その筆界点を現地において視覚的に明らかにするため、法務局が現地に設置する予定の金属プレート等の呼称

効果等

- 現地における筆界の位置が視覚的に明らかになり、**①土地を巡る紛争予防や、②土地管理の負担軽減に繋がり、③公共事業の実施の際のコスト低減も期待される。**

<筆界保全標のイメージ>



<設置例>

